

琵琶湖国定公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

これまでの経緯

- ・ 昭和25年 7月 琵琶湖国定公園の指定
- ・ 昭和37年11月 公園計画の決定、特別地域の指定
- ・ 昭和49年 2月 特別保護地区の指定
- ・ 昭和58年10月 集団施設地区の指定、公園計画の変更
- ・ 平成 4年 5月 公園計画の再検討

公園の概要

- ・ 区 域：滋賀県大津市、彦根市、滋賀県志賀町、京都府京都市、宇治市等、2府県8市21町から構成され、琵琶湖を中心に、湖西の比良、比叡山地、湖東の伊吹、霊仙山地、また南は瀬田川から宇治川流域を含む。
- ・ 景観の特長：わが国最大の淡水湖である琵琶湖を中心とする湖水景観が特徴である。特に北部湖岸の断層崖は島嶼とともに山岳湖としての景観がみられるほか、東部湖岸にはそれと対照的に平野湖的景観がみられる。
- ・ 動植物：古くから開発を受けたためスギ等の植林地や二次林が多いが、比叡山のモミ、スギ林、比良山地のブナ林、竹生島のタブ林、西の湖のヨシ原などの貴重な植生が各地にみられる。動物相については、ゲンゴロウブナ、セタシジミ等の多くの固有種が琵琶湖に生息するほか、ホシハジロ、コハクチョウ等の鳥類が豊富に生息している。
- ・ 利用形態：平成7年の利用者数は約27,381千人であり、全国定公園の中で最も利用者が多い。大都市圏に近い景勝地であることから、水泳、キャンプ、スキー等四季を通じた野外活動が盛んであるほか、古くからの文化遺産を巡る行楽地としても多くの人々に利用されている。

変更の概要

公園を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の見直しを行い、適正な保護と利用の増進を図るもの。

1. 公園区域の変更

(変更前 97,672ha)
 (変更後 97,601ha)

公園区域の明確化等に伴い、公園区域の拡張，削除を行う。

(拡張 1ヶ所 5ha, 削除 2ヶ所 76ha)

* 地域地区別面積：単位 ha (%)

変更前	特 別 地 域				普通地域
	94,485(97)				3,187 (3)
	特別保護地区	第 1 種特別地域	第 2 種特別地域	第 3 種特別地域	
	153(0)	4,964(5)	71,282(73)	18,086(19)	
公園区域 97,672(100)					
変更後	特 別 地 域				普通地域
	94,414(97)				3,187 (3)
	特別保護地区	第 1 種特別地域	第 2 種特別地域	第 3 種特別地域	
	153(0)	4,964(5)	71,282(73)	18,015(19)	
公園区域 97,601(100)					

2 . 保護計画の変更

公園区域界が不明確となっている地域について、区域の部分修正を行い、区域の明確化を図る。また、市街化の進行により国定公園としての資質が失われた地域について、公園区域からの削除を行う。

3 . 利用計画の変更

利用施設計画のうち、東海自然歩道について安全性を確保し、適切な利用を促進するため、一部路線の変更を行う。

《琵琶湖国定公園の位置図》 (省略)